

令和8年度 特認校募集（ご案内）

南国市立香南中学校



南国市教育委員会

I 中学校通学区特認校

1 特認校制度の趣旨・目的

特認校制度とは、それぞれの特色ある学校固有の環境（自然、社会的・文化的風土、特色ある教育活動など）のなかで、心身の健やかな成長を促し、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する生徒・保護者に、一定の条件を付して入学を認めるものです。

児童生徒が通学する学校については、教育委員会が定めた通学区域により指定していますが、特認校3校（奈路小学校・白木谷小学校・香南中学校）については、南国市における通学区域（校区）外からの入学を認めています。

2 特認校入学の基本的な考え方

特認校制度は、保護者が上記の趣旨・目的を十分理解し、特認校の持つ特色ある環境の中で生徒に教育を受けさせたいという場合に限定されるものとします。

したがって、保護者が特認校への入学を希望する場合は、以下に示す条件について、十分理解したうえで、入学を認めます。

3 特認校及び通学区域等

学校名	所在地	通学区域	電 話
香南中学校	南国市立田 324	南国市内全域	864－2722

4 令和7年度募集学年及び人数

令和8年度は、新1年生のみ募集します。 【募集人数：若干名】

香南中学校の校区からの入学者の人数や、特認校の教室数等の施設の状況や教員数、推計児童数の変動により、募集人数が増減します。また、希望者が多い場合は、抽選となる場合があります。その際は、別途ご案内します。

II 入学の条件

1 対象

南国市に居住している生徒であること。（令和 8 年 4 月 1 日現在）

2 通学上の条件

- （１）保護者の責任において、徒歩または自転車（学校の許可が必要）もしくは公共交通機関による通学、あるいは保護者等による送迎ができることが条件となります。
- （２）災害時や健康上の悪化等、緊急時の際には保護者の送迎が必要となります。

3 保護者の責任

登下校時における安全の確保、PTA活動への協力、その他学校の行事等に対して協力が必要となります。

4 特認入学の最低通学期間

入学後は、卒業まで在学することを原則とします。ただし、南国市外へ転出した場合は特認校の許可は取消となります。

5 特認入学の申込方法

特認入学申込書（別紙様式 1）

特認校への入学申込書の提出が必要です。

また、保護者・児童は、学校長・教育委員会との面談を行う場合があります。

6 特認入学の決定及び取消

入学については、南国市教育委員会が決定いたします。南国市教育委員会から入学について文書でお知らせします。

また、入学の許可後に虚偽の申請、特認校制度の趣旨・目的に合わない事由が生じ、支障があると認められる時は、入学の決定を取り消すことがあります。

Ⅲ 応募要領

1 募集期間

令和7年10月1日（火）から 令和8年1月30日（金）午後5時までとします。
入学申込書を下記の学校教育課に提出してください。（郵送の場合は当日消印有効）

2 応募書類の入手及び応募申し込み先

香南中学校もしくは南国市教育委員会（南国市役所3階）学校教育課 へ

《問い合わせ先》

○香南中学校 所在地：南国市立田324

TEL：088-864-2722

学校ホームページ <https://www.city.nankoku.lg.jp/konan-j/>

※ぜひ一度ご覧ください。

○南国市教育委員会 学校教育課

学校教育係または学校教育指導係へ

所在地：南国市大桶甲2301

TEL：088-880-6568（学校教育課直通）

【特認校見学】

授業日であれば香南中学校の見学ができます。見学希望のご家庭は、事前に校長または教頭と電話でご相談ください。

